



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B54巻－EMS及びODM

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B54 巻－EMS 及び ODM

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B54 巻－EMS 及び ODM

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）

産業に関する記述

「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」産業は、2つの主要なセグメントにより構成される。EMS企業は、オリジナル製品の製造業者のために組立て、ロジスティクス及び販売後のサービスを提供する。この産業のODMセグメントは、オリジナル製品の製造業者のためにエンジニアリング及び設計サービスを提供し、重大な（significant）知的財産を保有していることがある。EMS及びODM企業はさまざまなセクターの機器を生産しているが、この産業は、個人消費者及び企業の両方のためのパソコン、家電及びストレージ・デバイスといったテクノロジー・ハードウェア製品を設計する企業により構成される「ハードウェア」産業と密接に関連している。

注：「EMS及びODM」産業には、テクノロジー・ハードウェア製品の設計が含まれない。テクノロジー・ハードウェア製品の設計及び製造を行う企業は、SASBの「EMS及びODM（TC-ES）」産業の基準に加え、SASBの「ハードウェア（TC-HW）」産業の基準を検討すべきである。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル(m ³)、パーセンテージ(%)	TC-ES-140a.1
製品ライフサイクル管理	回収した使用終了（end-of-life）製品及び e-waste の重量、リサイクル率	定量	メートルトン(t)、パーセンテージ(%)	TC-ES-410a.1

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
製造施設数	定量	数	TC-ES-000.A
製造施設の面積	定量	平方フィート (ft ²)	TC-ES-000.B
従業員数	定量	数	TC-ES-000.C

水管理

トピックサマリー

コンピューター、コンピューター・コンポーネント及びその他の電子機器の製造には、大量の水を必要とする。人口増加及び急速な都市化による消費の増加並びに気候変動による供給の減少により、水は世界中で希少な資源になりつつある。慎重な計画がなければ、水不足は、供給コストの増加、地域及び政府との社会的緊張又は水不足地域における水へのアクセスの喪失（又はこれらの複数のもの）をもたらす、それにより生産、ひいては売上に重要な（critical）リスクをもたらす可能性がある。製造工程での水の使用効率を向上させることができる「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」企業は、オペレーション・コストを削減し、リスク・プロファイルを低く維持でき、最終的には資本コスト及び市場評価に影響を与える。さらに、水の使用量の削減及び効率の向上を優先する企業は、地方、地域及び国の環境法が資源保護にこれまで以上の重点を置いているため、規制リスクを低減できる。

指標

TC-ES-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
 - 1.1 水資源には、地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
 - 2.1 淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、米国地質調査所によると百万分の1,000未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
 - 2.2 米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
 - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
 - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
 - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
 - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）に

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

よって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。

- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。
- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

製品ライフサイクル管理

トピックサマリー

「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」産業の企業は、ハードウェア企業などの当該産業の顧客とともに、製品の製造、輸送、使用及び廃棄に起因する環境上の外部性に関連する課題の増加に直面している。ハードウェア製品の急速な陳腐化は、そのような外部性を悪化させる。当該産業の製品には、通常、有害物質が含まれているため、使用済み製品の安全な廃棄は、管理すべき重要な（critical）側面である。製品の環境上の外部性を最小限にできない企業は、地方、地域及び国の環境法が資源保護及び廃棄物管理にこれまで以上に重点を置いているため、規制コストの増加に直面する可能性がある。使用が終了（end-of-life）した製品の回収及び影響の少ない材料の使用を促進する製品イノベーションを通じて、EMS及びODMの製造業者は、ライフサイクルへの影響（impacts）の改善を達成し、規制リスクを低減し、コスト削減を実現できる。

指標

TC-ES-410a.1. 回収した使用終了（end-of-life）製品及び e-waste の重量、リサイクル率

- 1 企業は、回収した使用終了（end-of-life）材料の重量を、メートルトン単位で開示しなければならない。これには、リバース・ロジスティクス・サービス、リサイクル・サービス、製品回収プログラム及び改修サービスを通じて回収されたものを含む。
 - 1.1 回収した使用終了（end-of-life）材料は、電気電子機器廃棄物（e-waste）を含め、使用終了（end of their useful life）時に廃棄物として処分される又はエネルギー回収に使用される代わりに収集された製品、材料及び部品と定義する。
 - 1.2 回収した使用終了（end-of-life）材料の範囲には、企業が物理的に管理している材料を含める。
 - 1.3 回収した使用終了（end-of-life）材料の範囲には、企業が物理的に保有していないが、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者が収集した材料を含める。
 - 1.4 回収した使用終了（end-of-life）材料の範囲からは、修理のために収集したもの及び保証対象でリコールの対象となった材料は除外する。
- 2 企業は、回収してリサイクルした使用終了（end-of-life）材料の割合を開示しなければならない。
 - 2.1 企業は、回収した後にリサイクルした使用終了（end-of-life）材料の重量について、回収した使用終了（end-of-life）材料の総重量で除して、上記の割合を計算しなければならない。
 - 2.2 リサイクルした材料（再製造した材料を含む）は、生産又は製造工程を通じて再処理（reprocess）又は処理（treat）され、最終製品又は製品に組み込むためのコンポーネントとなった廃棄物と定義する。
 - 2.3 リサイクルした材料の範囲には、再利用した材料又は再生した材料を含む。

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 2.3.1 再利用した材料は、企業又は第三者が寄付又は改修（又はこの両方）した製品を含め、回収した製品又は製品コンポーネントのうち、それらが考案された目的と同じ目的で使用されるものと定義する。
 - 2.3.2 再生した材料は、使用可能な製品を再生又は再生成するために処理されたものと定義する。
 - 2.4 リサイクルした材料の範囲には、主要なリサイクルした材料、連産品（主要なリサイクルした材料と同等の価値のアウトプット）、副産物（主要なリサイクルした材料よりも価値の低いアウトプット）、及びさらなるリサイクルのために外部に送られる材料が含まれる。
 - 2.5 リサイクルした材料の範囲からは、埋立地で処分される部分の製品及び材料を除外する。
- 3 電気電子機器廃棄物（e-waste）は、Basel Action Network の e-Steward®基準又は米国 EPA の ~~Responsible Recycling Practices~~（責任あるリサイクル実務）（R2）標準など、この材料が e-waste リサイクルの基準に対する第三者認証を受けた企業に移転したことを企業が証明できる場合のみ、リサイクルしたとみなされなければならない。
- 3.1 企業は、e-waste を移転した先の企業が準拠する基準を開示しなければならない。